

1000円  
以上！

# 最賃裁判ニュース

NO.9  
2012年  
2月27日

神奈川県労働最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855

## 第4回裁判報告 次回は5月23日水10:30~(裁判所前10時集合) 被告=国の「門前払い」を突破！次回はいよいよ核心へ

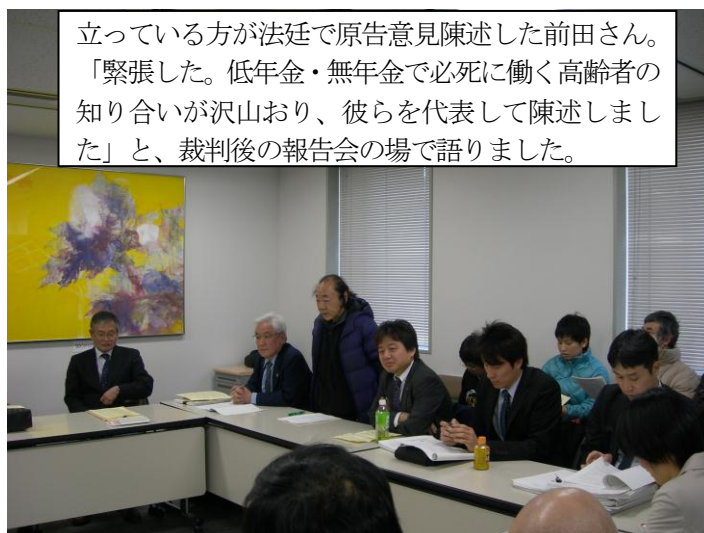
2月23日、横浜地方裁判所で第4回裁判が開かれました。原告は12名参加し、支援傍聴者は91名。とうとう被告=国の「門前払い」をはねのけて、中身の審議に入る大きな節目となる裁判でした。裁判所の指揮に従い被告=国は反論書を出しましたが、最大の問題である「月額生活保護の時給換算する上での5つのごまかし」について全く触れず。裁判所から「計算式について反論しないのか」と聞かれる始末でした。いよいよ、核心に迫る次回にご期待！

### 腰痛を抱え、夫婦で最低賃金ギリギリで働く毎日。高齢者は先の時間がない！

原告の前田さんは63歳。早期退職で得た退職金は住宅のローン返済と生活費に消え、少額の年金では生活ができなくなり、十数社面接をした末に、やっとのことで今のリゾートホテルの清掃業務の仕事に就きました。天然温泉風呂の清掃で、中腰・熱気の中の長時間作業で、元々椎間板ヘルニアの持病があり、腰に痛みを感じるようになりました。最近では休日でも疲れがとれず、翌日仕事の朝は出勤するのがつらいと感じる日が多くなってきました。就職活動を始める前に62kgあった体重も52kgに激減し、身体に変調でいつまで仕事を続けられるのか不安です。

再就職先が見つかるまでの間、年金だけでは生活できず、国民健康保険料や固定資産税などの支払いが滞ってしまい、友人からも当面の生活費を借金しました。年金と給料で月19万円程度の収入にはなりますが、滞納した税金や借金の返済、医療費などの出費があり、生活は非常に苦しいです。腰を痛めてしまったので、医療費の負担が増え月7~8千円はかかり家計を圧迫しています。新聞や固定電話を止め、保険も解約、食品も値引物を求め、散髪は自前です。妻も時給900円で働き始めました。

「高齢者の再就職状況は厳しく時給千円以上の仕事はまずありません。長時間労働は体力的にも不安です。高齢で働く人はもう先の時間がありません。一日も早く最低賃金を引き上げて欲しい」と訴えました。



### 被告=国は「5つのごまかし」を避ける書面提出。裁判所は「計算式の件は？」

**被告=国** 最低賃金法は、生活保護に係る施策との整合性に「配慮すること」をもとめるにとどまるものであり、その水準以上にすべき法的義務を課したものではない。

**裁判官** 国からは「計算式」（下記注記参照）については何か反論しないのですか。

※注：今回の裁判での最大の争点である月額の生活保護を時給換算するにあたっての計算方法。原告は「国は少なくとも5つのごまかしで著しく低く最賃額を抑えて算定している」と主張している。

**被告=国** ありません。その前提となる違法性について問題なしと主張していますので、、、。

**弁護団** 原告が訴えているのは、「整合性に『配慮する』と言っても、時給換算で400円500円低く乖離が出る計算式はひどすぎる。国の裁量権を認めるにしても、少なくとも1000円以上の時給にしないと国の裁量権の濫用であり違法である」と主張してるんですよ。まともに教えてください。

**裁判官** この中身については次回から本格的にやっていくということで、今回は閉廷します。

# 弁護団から「入口問題」に決着をつける意見陳述。第一の難関突破！

弁護団からは、前回裁判で被告=国から提出された「門前払い」を述べる書面全体に対して、総括的に反論が行われました。ここでは詳しくは述べませんが、行政訴訟の難関を突破し「入口問題」に決着をつける意見陳述でした。詳しくは、ブログ「最低賃金ニュース」の「裁判資料」の欄をご覧ください。

これまで4回の裁判の結果、被告=国の「入口で門前払いし、中身の審議に入らせない」裁判方針を崩し、いよいよ中身に入る画期となる到達点を迎えました。これまで4回の裁判の結果を受け、以下のとおり声明が出されました。

## 『少なくとも最賃時給千円以上』の勝利判決に向けて大きく前進

— 被告・国の「門前払い」を突破。次回裁判期日から実質審理に入る —

2月27日最賃裁判原告団、弁護団、神奈川県労働組合総連合

(1) 昨年6月30日と8月3日、68名の原告団によって厚生労働省・神奈川労働局長を相手に、最低賃金は『少なくとも時間額千円以上にすべき』との全国初めての行政訴訟を提起しました。被告・国はこれまで3回の裁判期日で「この裁判はそもそも成り立たない」と「処分性」「原告適格」の常套手段で「門前払い」の不誠実な態度に終始してきました。しかし本日の第4回裁判期日では、これまでの原告代表の陳述、弁護団の道理と正義・大義ある反論・主張によって、被告・国は裁判所の「実質・本案審理に入る」という訴訟指揮に従わざるを得なくなりました。これは行政訴訟の難関である「門前払い」を突破する、緒戦の勝利といえる重要かつ大きな成果と言えます。

(2) 提訴から8か月、この間の法廷では、原告団を代表して5人の意見陳述がおこなわれました。①トリプルワークで必死に3人の子育てをしてきたシングルマザー、②月間200時間以上働き時間額千円未満のタクシー労働者、③過酷な労働で身体を壊し不足する分を生活保護受給しながら働くタクシードライバー、④低賃金で働き教員資格勉強に頑張るも結婚・子育ての希望が持てない30代青年、⑤腰痛に耐えながらもキツイ清掃仕事を続けて頑張る63歳の低額年金の労働者。これらの低賃金・不安定雇用の実態を肉声で赤裸々に告発した陳述は、現行の最低賃金では懸命に働いても生存する権利まで否定する非道な被告・国の憲法・最賃法に違反するものであり、低すぎる最賃額が生活保護基準・年収200万円未満の1100万人を超えるワーキングプアを苦しめる元凶になっていること、『少なくとも時給1000円以上』を求めるこの最賃裁判がいかに正当であり、今日的かつ歴史的に意義深いことを見事に堂々と証言・証明しました。

(3) 憲法27条はすべての国民に勤労権を、25条では生存権を、13条では幸福追求権を保障しています。労働基準法第1条は人たるに値する生活保障をうたい、07年改正の最低賃金法第9条3項では「労働者の生計費を考慮するにあたっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」(改正当時の厚生労働大臣は「整合性とは生活保護基準を下回らないこと」と答弁)となっています。そして09年政権交代した民主党マニフェストは「最低賃金は全国平均1000円、最低でも800円」を公約し、10年6月の政労使・雇用戦略会議はこの公約を「できる限り早期に」との合意までしています。しかるに、07年の最賃法改正から5年たっても最賃額は生活保護基準を下回ったままです(東京837円、神奈川836円、最低の高知など645円)。生保基準計算のゴマカシ(①労働時間、②勤労必要経費、③生活扶助計算、④住宅扶助、⑤公租公課率)を改めることが喫緊の課題です。

私たちは、本格化する裁判闘争において、憲法や最賃法・諸法規違反を糾弾し、政権公約・政労使合意の実行を迫る闘いを法廷内外、県内、全国に広げ、勝利判決を必ず獲得するために総力をあげます。そのために、原告100名以上の達成、学者文化人・著名人含めたサポーター1000名以上の輪を広げます。そして、この夏の全国各都道府県の最低賃金額と公契約労働報酬下限額引上げに貢献し、『少なくとも最賃時給1000円以上』の早期の達成、全国一律最賃制度の実現に寄与するために全力をあげます。

以上